

※は、昨年、議会改革に関する提案として提出され、議会基本条例を検討する組織で検討することとされた事項

項目及び要素		会派名又は個人名
前 文		
2	基本コンセプト:「住民本位の政治」の確立	公明党
3	議会は、地方自治の本旨にのっとり、行政の施策等が憲法を尊重し、憲法が要請する精神に沿うものであるかを常に監視・監督しなければならない。また、自らも憲法を行政にいかす立場で提言等に努めなければならない。	※日本共産党
4	議会改革については継続して実施すること。	大和クラブ
5	・なぜいま議会基本条例なのか、趣旨や基本となる考え方を市民に分かりやすく伝える。 ・地方自治の本旨、分権、自治、長と議会との関係、市民と議会との関係など ・市民の信託に応える議会	神奈川ネットワーク運動
議会図書館室		
77	・図書や資料の充実に努める。 ・市民にも貢献する図書館室	神奈川ネットワーク運動
予算の確保		
78	議会費を明記(特例市の平均を維持として)	新政クラブ
79	必要な予算措置を求める。	神奈川ネットワーク運動
議会広報		
80	議会の役割について、市民への「啓発」活動を促進	※新政クラブ
81	議会の権能を強化(議会報(A4)、ホームページの充実)	新政クラブ
82	分かりやすい広報に努める。	神奈川ネットワーク運動
83	・議会広報の強化(議会だより予算拡充、点字版発行、声の議会だよりの配信) ・議場・委員会室の公開(議会疑似体験)(7月12日、市民参加・説明責任(25)から移動)	明るいまらい・やまと
84	議会だよりの刷新について、議会報編集委員会で論議されている改革案を十分に尊重すべきである。	無所属
専門的知見の活用		
85	学識など専門的知見を有する者の活用	神奈川ネットワーク運動

項目及び要素		会派名又は個人名
議員定数		
86	・別途条例で規定 ・定数についての考え方を規定する。	神奈川ネットワーク運動
議員報酬		
87	・別途条例で規定 ・改定にあたっての手続き	神奈川ネットワーク運動
議会と改革の監視機能		
88	市民参加の(仮称)議会改革推進協議会を設置	神奈川ネットワーク運動
89	市民参加型の議会改革検討協議会の設置	明るいみらい・やまと
90	議会改革協議会の常設化 【補足】議会改革協議会を常設化して、議会基本条例が制定された後も永続すべきと考えます。常により良い議会にする為に改善を続けるべきで、議会改革にゴールはないと考えます。	※佐藤議員
91	議会改革の為の会は例えば議会基本条例を制定した後も残すべき。 【補足】議会改革という自己変革は常に行なっていく必要があるのではないかと	※山本議員
条例の見直し		
92	継続的な検討	公明党
93	基本条例の実施については不断に点検し、改正その他必要な措置を講ずること。	大和クラブ
94	・市民の意見や上記協議会等の意見を踏まえる。 ・見直しにあたっては、最高規範性を持つ条例であることを配慮	神奈川ネットワーク運動
95	議会基本条例は時限立法、改選ごとに見直し義務	明るいみらい・やまと
その他		
96	ペーパーレス化に努める。	新政クラブ
97	大和市議会災害対策本部(廃止)にともない、災害時の議会のマニュアル化制定他	大和クラブ
98	IT関連機器の積極活用	明るいみらい・やまと
99	パソコンは議員1人に1台は貸与すべき	無所属